茅ヶ崎市各小中学校 GIGA スクール端末等の売払い(単価契約) 仕様書

1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末(以下、「GIGA スクール端末」という)を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性が高まっている。また、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されている可能性もあり、適切な処分も必要である。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法(令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分(再使用又は再資源化)等について」)を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

2. 受託条件

公告日から引き続き、受託者(以下「買主」という。)は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。)第10条第3項の認定(使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、神奈川県を含んでいるものに限る。)を受けていること。又は資源の有効な促進に関する法律(平成3年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。)に基づく製造事業者等(製造事業者でない場合は Apple Japan 合同会社の正規ディストリビューター)であること。なお、一般競争入札参加申込時に認定を受けていることを証する書類等を提出すること。GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、買主が項番3の認定計画に定めるパソコン・タブレットの処分実績(前年度の処分実績が、本件処分台数を上回ること)を十分に有していること。なお、一般競争入札参加申込時に認定計画に基づく前年度の処分実績を示す書類を提出すること。

GIGA スクール端末の性質を踏まえ、買主は茅ヶ崎市(以下「売主」という)が進める環境政策において実績があることが望ましい。

3. 業務内容

買主の業務は、売主の茅ヶ崎市立小・中学校で児童・生徒及び教職員が使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法または資源有効利用促進法に基づ く廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」 という。)の広域認定制度の認定を受けた買主の再資源化事業計画(以下、「認定計画」という。)に準拠して、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化する。

また、GIGAスクール端末に含まれるデータの消去を、第8項に定める方法で確実に 実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。

4. 履行期間

売買代金が完納されたときに、売却物件の所有権が移転することとする。売主が令和8年3月25日まで売買物件を使用するため、支払い期間は令和8年3月26日から3月31日までとする。

5. 壳却対象端末等

GIGA スクール端末 iPad 第8世代等

GIGA スクール端末の付属品※(AC アダプタ・マウス・キーボード・タッチペン・ケース等)

6. 売却予定数量及び売却確定数量

売却予定数量は、別紙1の記載内容による。実際に売却する数量は、令和8年3月26日までに売主が確定させた数量とする。

7. 引き渡しの方法

売主および買主は対象品を引き渡しする日時・場所・数量等について事前に協議を実施 する。

買主は協議内容に基づき、端末を回収するための専用ケースを別紙1に記載の各学校に配布し、各学校にて梱包した端末を回収する。その際は、引き渡しに必要な車両を手配するとともに、適切に搬送する。また、第三者に回収をさせる場合は別紙2「個人情報取扱特記事項」に基づいて売主の承諾を得るものとする。

8. 処分方法

買主は、下記を満たす形で処分を実施すること。

「小型家電リサイクル法」または「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における売主の認定計画に準拠した方法で処分(再使用・再資源化)を実施する。

GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策(記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等)の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。

買主の認定計画に準拠した処分(再使用・再資源化)を実施する前に、文部科学省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月改訂、以下「セキュリティガイドライン」という。)に準拠したデータ消去を行うこと。具体的な方法として、OS 等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去ソフトウェアにより上書き消去する方法(以下、「上書き消去方式」という。)で確実に消去を行うことを原則

とする。故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊(SSD・eMMC を使用している場合は 2mm を目安に粉砕処理等)を行う。なお、HDD 用の上書き消去方式ではデータが残存している可能性が高いため、データ消去方法としては不適切である。データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、売主が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を 5 年間保管し、売主の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。

買主の認定計画に基づき GIGA スクール端末を再使用する場合は、売主が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。また、本項の内容を第三者にさせる場合は別紙2「個人情報取扱特記事項」に基づいて売主の承諾を得るものとする。

9. 支払い方法

買主は、項番6で売主が確定した確定数量に契約単価を乗じた金額を、令和8年3月2 6日から3月31日までに一括で支払うこと。

10. 協議事項

売主買主の担当者は互いに連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に売主買主が互いに確認を行うこと。なお、本 仕様書に定めのない事項については、売主買主で協議し決定する。

11. 留意事項

(1)損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、売主の責に帰すべきものを除き、全て 買主の責任において処理すること。

(2) その他

- ・ 本件は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条 の規定により、茅ヶ崎市議会の議決を得たときに、本契約として成立します。(令和 7年12月下旬を予定。)
- ・ 買主は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・ 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、買主は、業務の従 事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した端末に含まれる個 人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。
- ・ 買主は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに売主へ 当該事由の内容及び売主が受ける影響が最小限となる措置を講じ、速やかに書面を もって通知すること。買主の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが 判明した場合、売主は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わな